

第 2 回 福岡市社会的養育のあり方検討会議事概要

1. 開催日時 令和6年3月 19 日(火) 18:30～21:00
2. 開催場所 福岡市役所15F (1503会議室)
3. 出席者 出席委員 21 名(うち、オンライン参加1名)
大迫委員(委員長)、松崎(佳)委員(副委員長)、柳委員、奥村委員、
河浦委員、馬男木委員、松崎(剛)委員、瀬里委員、渡辺委員、太田委員、
中村(み)委員、重永委員、安孫子委員、横内委員、太田(義)委員、春田委員、
米倉委員、北川委員、谷村委員、青木委員、田上委員
欠席委員 2 名
山下委員、中村(有)委員
4. 議 題 ①第 1 回検討事項に対する意見
②第 2 回検討事項
・区の相談支援体制の整備
・児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進
5. 議事概要 別紙のとおり
6. 会議資料 資料1 委員提出資料
資料2 第 2 回検討事項
資料2-1 相談体制の体系

(別紙)

第2回 福岡市社会的養育のあり方検討会議事概要

□資料及び委員の出席確認

□議題

(1)第1回検討事項に対する意見

(委員から資料提供・説明)

委員：里親家庭と児童養護施設で生活していた社会的養護の経験者として何点か意見したい。

資料①(里親家庭への利用状況)について、里親家庭におけるアドボケイトの活動が少ないと感じる。児童養護施設では、アドボケイトが施設に赴いて活動できるが、里親家庭では他人が家に来ることが家庭の心的負担となれると思われる。家庭の外で意見を聴くことを実践してはどうか。里子の目線としても、家庭で話すことがリスクになってしまうことがある。第三の居場所づくりが必要だと思う。

また、私は、自分の人生やキャリアを考え直す瞬間に自分自身で自立支援計画を立ててきた経験がベースにあるので、何とか今もやれていると感じている。ぜひ、アプローチの1つとして、自立支援計画を立てる際にアドボカシーを導入することも有効だと考える。

資料②(在宅支援を行う際の権利擁護の取組)について、児童養護施設でもショートステイを展開しており、一時保護とショートステイが同じ建物の中で行われていると聞いている。一時保護にはアドボケイトがつくが、ショートステイ利用の子どもは枠組みが違うため、アドボケイトがつかない。子どもからするとなぜ利用できないのかと疑問を持つ可能性もある。子どもがアドボカシーを体験していることで、子ども自身から発せられるようになることにつながるかもしれない。里親家庭でのショートステイでも意見聴取ができる制度設計の検討を合わせてお願いしたい。

資料③(家庭復帰後の権利擁護機関へのアクセス)について、家庭復帰後の権利擁護機関のアクセスがあることをしっかり伝えてもらいたい一方で、重大事案が発生した際、当事者へのケースマネジメントがアドボケイトに寄ってしまわないかという危惧がある。権利擁護機関は支援機関ではないため、責任の所在を明確にした方がよい。

事務局：(第1回検討事項の振り返り、本検討会の主旨説明)

委員：子どもの権利について活動している。2023年度にCAPで学校に出向き、学校にアドボケイトを派遣する取組を別自治体で行った。子ども達は、明らかに学校では施設の話をし、施設では学校の話をする事が多く見受けられた。渡辺委員の言うように第三の居場所が必要。アドボケイトは、1対1で対応してもらえらるため、普段、言語化が難しい子どもが使うことができる。

委員：前回のテーマが権利擁護と全体像の話だったが、基本として、計画を策定する際に子ど

もの権利擁護、当事者の参画を考えているのか。

権利擁護については、取り組める範囲で前回計画策定時に取り組んだが、これを見直す際には、子ども、若者の声を中心に取り組んでほしい。それを前提にしなければ、国の示すものにはならない。

事務局:本検討会の意見を踏まえて推進計画を策定する。前回検討会での意見や国が示している全体に渡る権利擁護については、現行よりも踏み込んで当事者の意見を聞きながら計画を策定する必要があると認識している。どう具体化するかは検討中。検討会で話し合っていることを子どもにどう聞くかということや、毎年度の課題、進捗等をどのように子ども、当事者に伝えて、評価してもらうかということも検討してもらいたい。また、子育て当事者である保護者に、どう意見を聴取するか現時点では検討できていない。

委員:意見書について、子どもアドボカシーセンターの観点でショートステイ利用の子どもについて、センターとしてはぜひ取組みたいと思っている。対象を広げることを検討しつつ、保護者への説明等の課題をどうクリアするか検討したい。

家庭復帰後のアドボケイトの取扱いについて、現在、家庭復帰後に関係を継続することは仕組み上、難しい。実際は復帰後も子どもがセンターにアクセスすることは可能だが、関わり続けることはケースワーカーの動きに近くなるため、自立支援の枠組みと平行して考える必要がある。自立支援コーディネーターが見相に配置されているが、アクセスしにくいという意見もある。仕組みができれば活用できると思う。

子どもの意見を聴くという点については、センター内でも子どもに集まってもらって話を聞く機会も増えてきた。熊本ではこども会という形の会議体で市の担当とアドボカシーセンターが入り、施設等の子どもの代表者が集まるという取組みが行われている。

事務局:委員の意見書②③について、国の事業の立て付けや法律上の枠組みとの兼ね合いになる部分もある。どこまで自治体で踏み込むか、踏み込んだ場合、保護者等への説明や同意の取り方などについて検討しなければならない。

子ども達の意見を聴く取組については、今回はどのようにやっていくかお尋ねしたい。

委員:一時保護委託の子どもはアドボケイトの機会を得るが、保護者の同意は得ているのか。

保護者が知らないところでアドボケイトに繋がることを想定しているのか。改めて同意、理解がないのであれば、ショートステイでも応用できないか。

事務局:国の意見表明等支援事業の枠組みでは対象が、一時保護、措置の子どもとされている。改正児童福祉法でも求められている自治体の義務だと説明でき、子どもへの支援という監護の範囲で対応可能と思われる。ショートステイや在宅の子どもの場合は、行政措置の範囲外で何らかの同意や理解が必要と考えている。

事務局:子どもの意見を聴く取組みは、前回の計画策定時に行ったが、事務局で意見収集をさせてもらい、どういう形で展開するか案を提示し、再度意見をもらいたい。

委員:そのような形で進めてもらいたい。

(2)第2回検討事項について

(事務局から資料により説明)

(委員より資料提供・説明)

委員:社会的養護の在宅支援及び在宅支援体制について、社会的養護の中に代替養育があるという認識である。

虐待ソーシャルワークは受容支援的、協働的、介入的という関わりが順不同に起こり、変化していく。この中心部分は、児相と区の協働、連携は欠かせないと思うが、適切に行われているか、通告窓口一元化が導入されたが、区の過重負担となっていないか、必要に応じて児相との協働対応、児相への送致ができていないか、アウトリーチ支援等の乏しさも相まって、長期に改善されないネグレクトや家庭内暴力など親子関係が不調な事案などが放置されていないか、これら事例は、親の抱える問題が深く、子どもの発達特徴や不登校が絡んでいることが多い。学校等との情報共有、連携など、要支協が十分機能すべきだが、個別ケース検討会議が十分機能していないのではないか。その結果、学校などが通告をあきらめていないか心配である。

在宅支援相談体制と強化について、福岡市における子ども家庭福祉4層体制(①地域子育て支援拠点など、地域子育て支援サービス、②児童家庭支援センター、③区役所(こども家庭センター)、④児相)となっており、①が地域の地盤作り、繋がり続ける伴走型支援が一番重要だと思うが、福岡市は非常に少ない。地域子育て支援拠点の多機能化、子育て支援コンシェルジュの配置や社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカーとの連携なども必要。児童家庭支援センターでは、相談が多く、面接時間の見直し、体制強化が必要である。こども家庭センターでは相談窓口を一元化した方が良く、7箇所では少ないと思う。同センターでプラザ、ショートステイ、一時預かり、トワイライトステイもできるモデル事業などどうか。また、区に児相の緊急支援課分室の設置が必要だと思う。

委員:毎月1回ソーシャルワーカーと話す場を作って子どもプラザに委員に来てもらっている。一緒に遊んでいる中で自然に相談ができる。保護者はさまざまなニーズ、悩みがある。一緒に遊びながら、他愛のない会話から相談に繋がることが多い。逆に区のワーカーや保健師からもプラザでの見守り支援をお願いされることもある。

福岡市は子どもプラザが14か所しかなく、少ないという印象。城南区は1か所しかない。場所が増えるとありがたい。千葉や東京は徒歩圏内にあるが、福岡市は保護者がアクセスにくいという問題がある。親子でプラザを利用していた保護者が、児相や区に相談するよりも敷居が低いところが支援のきっかけで、何気ない会話から相談対応していくことが大事。子どもプラザのコンシェルジュが、公民館等を訪問しながら、そこで相談を受けることもあるが、それ以外に児童家庭支援センターから派遣で相談員が来るという認識でよいのか。

事務局:コンシェルジュが配置されていないプラザに相談員を派遣する予定。未配置のプラザ全てへの派遣は難しいので、いくつか選んで派遣する。コンシェルジュなどの相談員が来て

いない子育て交流サロンやこども食堂といった居場所を選択して派遣したいと考えている。

委員：こども家庭センターの国の議論で、相談体制の体系案の真ん中の母子保健と児童福祉をつなげる連携系の役割が非常に重要で、連携係が親子にとっていいものになるのかという懸念がある。

2点目は、子どもの権利に根差したものでなければならない。サポートプランの策定や親子ニーズの把握など、子どもの最善の利益をもとに策定されなければならない。国の実施要綱のヤングケアラーの支援について、それが何かというところが十分に行き渡っておらず区に報告をあげても支援に繋がらないのではないかと懸念している。

委員：各区にこども家庭センターが設置されることに期待はしているが、これまで子ども家庭総合支援拠点や子育て世代包括支援センターができた時も主に3課が共同、連携すると謳われたが、実際には難しかった。やはりそれぞれの部署に連絡を取らないと繋がっていないことが多々ある。連携係がキーステーションになって繋いでいくと期待しているが、物理的に離れていると連携は厳しいのではないかと心配している。何かあった時にはすぐ顔を合わせて連携していくということが可能になる方が望ましい。

人が増えると、人材育成に関わる問題もある。モデル区という形で確実に進める方法もあるのではないか。

委員：母子保健と児童福祉の連携について、以前は、連携がうまくいかないと感じることもあったが、様々な事例等を通じて学んでおり、現場感覚では、母子保健と児童福祉の連携が進んでいると感じる。まだ行き届いていないケースもあると思うが、一体となって支援を行えるようになってきており、連携係が柱として、さらに連携が進むと考える。関わる課が異なるということで家庭の受け入れが変化することもあるため、3課で協働しながら支援することが効果的である。

委員：3課の連携という点で3課会議、情報共有、一緒に動くことが当たり前になってきている。区と児相の連携についても区の依頼を受け、一緒に動くということが浸透しつつある。一過的に児相が支援しても最後には地域に帰っていく。区の役割は重要で、距離感や関係性が家庭には力になることもある。区と児相の役割をきっちり分けるということではなく、協働していくという仕組みのさらなる浸透が大事である。

委員：必要であれば一時保護しなければならない。社会的養護の支援の場合、保護者は不適切な関わりと分かっているのか、それを変えたいと思っているのか、これには区だけでは難しく、児相のバックアップがあつてこそ。だからこそ区と児相の協働連携だと思う。保護が必要であれば保護すべき。いかに権限行使をするか。そこが児相の責任と義務であり、子どもの権利擁護の最後の砦とされている。

しっかりやれているということだが、ゲーム依存で家庭内暴力等の家庭の支援になぜ繋がらないのか。アウトリーチできていない状態ではないか。

3課の物理的な距離感、立地が重要。3課体制が効果的という考えはよく理解できない。資料2の(2)課題の④「取り扱いの整理」の課題は何か。(3)方向性の⑤「区と児童家庭支援センターの協働できる体制の構築」「連携のあり方や方法を定期的に各区単位などで協議・調整」とはどういうことか。私のイメージは社会的養護の支援であれば要対協の中で取り組むところ。区こども家庭センターは要対協の調整機関だと認識しているが。

委員：既に3課会議等を実施しており母子保健と児童福祉との連携が既にできているとのことだが、連携係の役割をどこに置くのか。

委員：既に3課で連携して支援しているが、不十分な点があるかもしれない。こども家庭センターが発足し、今後どのように具体的に連携するかは支援の中で課題もまた見えてくるものになると考える。

事務局：資料2の(2)課題の④「取り扱いの整理」について、児相からの指導委託があるが、区が依頼するケースに関して、指導委託を依頼という枠組みを作るか検討の必要性があるという意味である。

方向性の⑤について、個別ケースは要対協でケース管理していく。区がマネジメントを行うケースの中には、要対協外で支援するものもある。ケース管理のあり方や分担の基準など区と児童家庭支援センターは協議が必要。各区単位というのは7か所設置を目指すとなると、各区に設置するということになるが、支援の中核になるのが区と児童家庭支援センターになるので、区だけではなく、区と児童家庭支援センターが連携していく必要があるということである。

連携係は各区子育て支援課の中に設置する。現在、3課会議で協議をしており、情報共有や分担はできているが、母子保健で担当している家庭で協働できているケースもあれば、そうでないケースもあるという課題を認識している。連携係が設置され、要対協の枠組みによる支援が必要と思われた際、児童福祉側と繋ぐところを強化したいのが狙い。

事務局：3課同じ場所という点について、区役所のハード面の問題もある。こども未来局としては重要だと認識しているが、区には様々な市民サービス機能があり、難しい問題である。理想であれば、1か所ワンストップという形が望ましい。

どこかの区でモデル的に始めるという意見もあったが、こども未来局としては、公平に市民サービスを提供するという考えのもと、7区でスタートさせたい。合わせて人材育成についても十分に意識して対応していきたい。

こども家庭センターについては、これまでの取組に加えて新たに業務を付加した部分もあり、強化して支援を届けていきたい。

ヤングケアラー支援について、令和2年度に国が打ち出して、令和3年度から SOS 子どもの村に委託して対応してもらっているが、ヤングケアラーの概念が浸透しておらず、広報啓発を進めているところである。今後、国が法制化することによって、連携、分担

については課題と認識している。

事務局：外部からの連絡でどこにこの部署に連絡するか迷うケースについて、こども家庭センターとしては、連絡を受け付けたところが対応することが前提だが、連携系の体制を考えても、全てを対応することは難しく、今後検討すべき課題と認識している。

委員：来年度連携係ができることで、連携をより一層進めるという意識は強くなる。元々、こども家庭総合支援拠点ができたと同時にアウトリーチの意識も強くなった。一方で、児相からの振り分けにより業務が急増しているが、今以上に児相との連携を強化していきたい。

委員：親への支援（目線）が強いと感じる。社会的養護に繋がっていない子どもがどう相談に繋がるかという導線が見えない。中高生がアクセスできるものも検討してもらえないか。例えば児童館などアクセスも良い場所からの相談もあり得るのではないか。自分で電話をかけて、手を挙げて相談するというのが当事者にはストレスがかかる。中高生のいる家庭の相談アクセスも検討してほしい。

地域の居場所で相談を受けるとされているが、多くの家庭が公立保育所に預けているイメージがあまりない。平日の9時から17時しかアクセスできないという状態であれば、限定されてしまう。夜間保育所や幼稚園、認可外等、病院であれば絶対に関わらなければならない場所なので、声を上げる力の乏しい人をどこでどうキャッチするかも合わせて検討してもらいたい。

会計年度任用職員のポストについて、何とか信頼関係ができたところで辞めてしまう、異動してしまうということもある。これも相談する側としてはストレスである。このポストは会計年度任用職員でないといけないのか。信頼関係があってこそそのソーシャルワークであれば、見直してもらいたい。

他都市では、出向で民間と公的機関が人事交流をして相互理解を進めている事例もある。肌で感じることも大切だと思う。

サポートプランの策定についても、子どもに100%ついた側の意見形成についても明記してもらえるとありがたい。サポートプランのあり方も重要であることを認識してもらいたい。ファミリーグループカンファレンスという形も検討されると思うが、サポートプランの作成には親だけでなく、当事者である子どもの参画をぜひ制度設計に入れてほしい。

委員：ヤングケアラーの問題は児童虐待の視点とまた異なる。子どもの権利をどう守るかという視点で考えることが重要。今後議論してもらいたい。

こども家庭センターの内部の連携はかなり進んでいるという意見があり、それは心強い状況である。ぜひその連携を他機関との連携に繋げていくかということも明確にもらいたい。やはり守秘義務の問題が大きく絡む。いわゆる行政と民間機関の対等な連携を明確にすることが重要。指導委託等の問題もあるが、何を担当していくのかぜひ議論してもらいたい。

委員：児童家庭センターの役割は非常に重要。一方で人材の確保も課題と思われる。

委員：だれでも通園制度について、令和5年度に始まったが、本来であれば月10時間を福岡市は40時間で運用。利用状況を見て、家庭養育の充実の必要性を感じた。預ける親は子育てに対して行き詰っている方もいる。この制度は子どもにも保護者にも良い影響が出ていると思う。

委員：民生委員児童委員は福岡市で 2,300 人いる。ここと協働できれば、支援の幅を広げられる。民生委員から区や相談機関に繋ぐが、その後、連絡を受けることは少なく、支援の状況がわからない。気が付けば親子分離されていたというケースもある。地元で一緒に住んでいる方との連携が非常に重要。普段の生活の変化等に一番に気づくのはやはり地域の人である。ぜひ積極的に連携してほしい。